

令和7年度

# 「滝井繁男行政争訟奨励賞」の御案内

公益財団法人日弁連法務研究財団では、平成27年2月28日に御逝去されました元最高裁判所判事・弁護士滝井繁男先生の遺言に基づき、「滝井繁男行政訴訟等活性化積立資金」を設置し、行政訴訟等を活性化するための活動を行っております。その活動の一環として、令和元年度から「滝井繁男行政争訟奨励賞」の表彰事業を開始し、行政争訟の活性化の実現のため優れた研究や顕著なる功績を残した方又は団体を表彰しております。

ついては、令和7年度「滝井繁男行政争訟奨励賞」について下記のとおり御案内いたします。

## 授 賞 対 象

- (1) 研究部門：行政法の基礎理論や立法論・解釈論に関する論稿において、優れた着想や分析を示す成果を発表し、今後の行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与する活躍が期待される若手の研究者
- (2) 実務部門：行政争訟等に関する法律実務において、従前の判例や取扱いの変更を勝ち取るなど、法律実務の改善に顕著なる功績を残し、行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与したと認められる者又は団体

なお、奨励賞はそれぞれの部門について原則として毎年度1名（団体）を予定しています。

## 本 賞 及 び 副 賞

授賞者には本賞として賞状、副賞として賞金50万円を授与します。

なお、受賞者が決定したときは、その氏名（団体名）、理由等の事項を公益財団法人日弁連法務研究財団の広報誌及びウェブサイトに掲載します。

## ス ケ ジ ュ ー ル

2025年7月末日	推薦状の提出締切
2025年8月～10月	選考（選考委員会の開催）
2025年11月	受賞者の公表

## 受賞候補者の推薦について

当財団では、候補者の推薦を受け付けます（自薦・他薦は問いません）。推薦される場合は、所定の推薦状によって、締切日までに下記の送付先にお送りください。

なお、推薦は選考の必須条件ではありませんので、推薦の有無に関わらず、選考委員会において授賞対象に該当する方を選考いたします。

推薦状の  
記載内容

- 受賞候補者名（所属及び連絡先）
- その成果又は功績の概要及び理由（具体的に記載ください。）

推薦状の  
送付先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3  
公益財団法人日弁連法務研究財団事務局  
TEL 03-3500-3656 FAX 03-3580-9381 MAIL info@jlf.or.jp